

Q & A

【補助金の概要】

Q：山形県中小企業特別高圧電力負担軽減事業費補助金は、こういったものですか。

A：原油等のエネルギー価格の高騰が長期化している中、政府による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により、低圧及び高圧で受電する事業者については、全国一律で以下のとおり値引き支援が行われていました。

	R 5. 1～R 5. 8 使用分	R 5. 9～R 6. 4 使用分	R 6. 5 使用分
低圧受電契約者	7.0 円／kwh	3.5 円／kwh	1.8 円／kwh
高圧受電契約者	3.5 円／kwh	1.8 円／kwh	0.9 円／kwh

一方、特別高圧で受電する事業者については、政府による一律値引き支援の対象になっていませんでしたが、R 5. 3 末に「電気・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金（地方創生臨時交付金）」の増額分を活用した推奨事業メニューとして、「特別高圧で受電する中小企業等や商業施設等に入居する中小企業等に対する支援」が示されました。

これを受けて本県においても、特別高圧で受電する中小企業等に対して、政府による低圧及び高圧で受電する事業者への支援と同等の支援（R 5. 1～R 6. 5 使用分）を行いました。

その後も、低圧及び高圧で受電する事業者については、政府による「酷暑乗り切り緊急支援」「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により、以下のとおり値引き支援が継続されていましたが、こちらも特別高圧で受電する事業者は対象となっていませんでした。

<酷暑乗り切り緊急支援>

	R 6. 8～R 6. 9 使用分	R 6. 10 使用分
低圧受電契約者	4.0 円／kwh	2.5 円／kwh
高圧受電契約者	2.0 円／kwh	1.3 円／kwh

<電気・ガス料金負担軽減支援事業>

	R 7. 1～R 7. 2 使用分	R 7. 3 使用分
低圧受電契約者	2.5 円／kwh	1.3 円／kwh
高圧受電契約者	1.3 円／kwh	0.7 円／kwh

そのような状況の中、R 6. 11 末に政府より、「重点支援地方交付金」がさらに増額されたことに伴い、中小企業に対する支援継続の依頼があったことを受け、本県も特別高圧で受電する中小企業に対し、政府と同等の支援（R 6. 8～R 6. 10、R 7. 1～R 7. 3 使用分）を再度実施するものです。

【特別高圧電力】

Q：特別高圧電力とは何ですか。

A：電力の供給は、電圧の高さによって「低圧」「高圧」「特別高圧」の3種に区分され、「低圧」は主に一般家庭向け、「高圧」は主に中規模施設向け、「特別高圧」は主に大規模施設向けとなっています。

電気設備に関する技術基準を定める省令では、特別高圧は、7,000Vを超えるものと定義されています。

なお、特別高圧電力を受電している施設には、大規模な特別高圧受変電設備（変電所）の設置や電気主任技術者の配置が必要とされています。

Q : 特別高圧電力で契約しているか分かりません。

A : 契約している電力会社や小売電気事業者、入居している建物の管理者等にお問い合わせください。

Q : 高圧電力で契約していますが、対象になりますか。

A : 対象になりません。対象は「特別高圧」のみです。

Q : 特別高圧以外の電力について負担軽減対策はないのですか。

A : 低圧、高圧電力の価格高騰については、「酷暑乗り切り緊急支援」により令和6年8月から令和6年10月まで、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により令和7年1月から令和7年3月までの使用分に対して、全国一律で値引き支援が行われています。

【補助金の交付対象】

Q : 新電力会社と契約していますが、対象になりますか。

A : 特別高圧電力の契約をしていれば対象になります。

Q : 大企業を支援対象外とするのはなぜですか。

A : 政府では、「電気・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金（地方創生臨時交付金）」の増額分を活用した推奨事業メニューとして、「特別高圧で受電する中小企業等や商業施設等に入居する中小企業等に対する支援」を示しています。これを受けて、本県においても中小企業等を支援しました。

なお、大企業は、比較的エネルギー等の高騰分を売価に転嫁しやすいと考えられますが、中小企業等は価格転嫁が難しいと考えられることから、中小企業等を支援するものです。

今回の支援延長についても同様の考え方になります。

Q : みなし大企業を支援対象外とするのはなぜですか。

A : みなし大企業は、実質的な経営を親会社の大企業が行っている企業であり、大企業と同様の考え方により、支援の対象外としています。

Q : 中小企業要件の常時使用する従業員の定義を教えてください。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者並びに会社役員及び個人事業主は「常時使用する従業員」に該当しますか。

A : 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解されています。

パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されると解されます。

また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解されます。

Q : 医療機関や高齢者施設を対象外とするのはなぜですか。

A : 県の他の支援制度の対象になる予定であり、対象外としています。

Q : 発電事業を対象外とするのはなぜですか。

A : 発電事業者は基本的に発電した電力を売電するために、特別高圧電力を契約しているものであり、対象外としています。

Q : 市町村が設置する公共施設や行政サービス、公共事業に使用する電気料金を対象外とするのはなぜですか。

A : 中小企業等の支援が目的であり、市町村が設置する公共施設等については、対象外としています。

なお、指定管理や業務委託により中小企業等が特別高圧電力の契約をしている場合であっても、これらの施設に係るものは対象になりません。

Q : 工場の施設管理会社である中小企業Aが小売電気事業者と契約していますが、実際に使っているのは大企業Bの工場の場合、対象になりますか。

A : Bは、中小企業等を支援する制度のため、対象になりません。Aは、Bに売電することから、Aも発電事業者と同様に対象になりません。

Q : 個人事業主は対象になりますか。

A : 中小企業等には個人も含まれますので、要件に該当する場合は対象になります。

Q : 山形県外に本社があり、県内の工場で特別高圧電力を利用していますが対象になりますか。

A : 対象になります。

なお、本社所在地の都道府県等の補助金で山形県内の工場の特別高圧電力に係る電気料金に対して支援が受けられる場合は対象になりません。

Q : 別途、電気設備の更新やLPガス料金の支援を受ける予定ですが、補助金の対象になりますか。

A : 県、市町村等の実施主体にかかわらず、特別高圧電力の電気料金に係る補助金、支援金、給付金等の交付を受ける場合は対象になりませんが、それ以外の補助金等を受ける場合は補助対象になります。

Q : 山形県外に本社があり、県内にある特別高圧電力の大規模商業施設に入居して店舗を営業しています。補助金の対象になりますか。

A : 対象になります。

なお、本社所在地の都道府県等の補助金で山形県内の大規模商業施設の店舗の特別高圧電力に係る電気料金に対して支援が受けられる場合は対象になりません。

Q : 特別高圧電力の大規模商業施設のテナントに令和6年8月1日以降入居しましたが、対象になりますか。

A : 入居日以降の電気使用量について対象になります。

Q : 令和7年3月までに特別高圧電力の大規模商業施設から転出しましたが、対象になりますか。

A : 原則、転出日までの電気使用量について対象になります。

Q : 令和7年3月以前に廃業した場合は対象になりますか。

A : 公募開始日（令和7年5月9日）時点で中小企業等である必要がありますので、対象になりません。なお、事業を中小企業等が承継している場合等は個別にお問い合わせ下さい。

Q : 消費税は補助対象になりますか。

A : 補助対象になりません。

【交付申請】

Q : 1社で複数の箇所（契約）で特別高圧電力を受電しています。申請はどうしたらよいですか。

A : 複数の箇所（契約）の受電がある場合は、月ごとに電気使用量を合算してください。

Q : 手書きの申請も可能ですか。

A : 可能ですが、端数処理など計算に誤りがあった場合、交付が遅れますのでご注意ください。

Q : 押印は必要ですか。

A : 不要です。

Q : 大規模商業施設に入居していますが、添付書類の「特別高圧電力を契約又は使用し、電気料金を負担していることが確認できる書類」とはどのような書類が必要ですか。

A : 特別高圧電力を契約している施設管理者等からの請求書、明細書等に特別高圧電力を使用していることが分かる記載があれば、別途準備いただく必要はありません。

記載がない場合は、施設管理者等から、小売電気事業者との契約書や明細書等で特別高圧電力を受電していることが分かる部分のコピー等を取得してください。

なお、県が事前に、特別高圧電力を契約していることを確認している一部の施設については、書類の添付を省略できる場合がありますので、事前に県にご確認ください。

Q : 大規模商業施設に入居していますが、店舗の電気使用量以外に共用部分の負担金があります。共用部分も対象になりますか。

A : 補助金は電気使用量に補助単価をかけて算出することになるため、共用部分の電気料金で店舗が負担している使用量が分かる場合は対象になりますが、使用量が分からず、定額や定率等で負担している場合は対象になりません。

Q : 大規模商業施設で催事を行いました。補助金の対象になりますか。

A : 請求書等で電気使用量が確認できれば、対象になります。

ただし、補助金の算定に当たっては、千円未満を切捨てとなりますのでご注意ください。

Q : 大規模商業施設を管理する大企業が中小企業のテナント分をまとめて申請することはできますか。

A : 申請者はあくまでも中小企業等になります。

ただし、特別高圧電力を使用していることや、使用量の確認などについて、大企業の施設管理者に協力を依頼することになります。

【補助金の支払い】

Q : 補助金はいつ支払われますか。

A : 交付申請期限から 1 か月後程度、具体的には交付決定及び額の確定通知書の日付から 15 日後に振り込まれます。

ただし、書類に不備があったり、全体の交付申請状況によっては、交付が遅れる場合があります。

Q : 分割払を受けることはできますか。

A : できません。

Q : 大規模商業施設に入居しており電気料金は振込みではなく、売上と相殺されています。この場合はどうなりますか。

A : 該当する月の電気料金部分が相殺になった時点で、電気料金の支払期限が到達したと見なします。

相殺した金額の中に電気使用量が分かる書類（請求書や売上支払い明細書等）をご準備ください。

【補助金額の調整・交付対象者登録】

Q : 補助金申請が予算額に達してしまったらどうなりますか。

A : 全体の中で調整することになりますので、交付額が申請額を下回ったり、交付されない場合もあり得ます。

Q : 先着順ですか。

A : 先着順ではありません。